

# 規制改革実施計画 関連資料集

---

内閣府 規制改革推進室  
令和5年6月

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. スタートアップ・イノベーション分野 | P.2～14  |
| 2. グリーン分野            | P.15～22 |
| 3. 人への投資分野           | P.23～27 |
| 4. 医療・介護・感染症対策分野     | P.28～38 |
| 5. 地域産業活性化分野         | P.39～43 |
| 6. 共通課題対策分野          | P.44～51 |

# 1-1. 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

## 【現状と課題】

- 国内スタートアップを活性化し、優れたアイデア・技術を日本に呼び込むスタートアップビザの利便性向上について、政府一丸となって取組を実施。特に、**スタートアップ・イノベーションWGの議論を踏まえ、スタートアップビザで入国した外国人起業家が入国後すぐに銀行の居住者口座を開設できる運用を実現。**
- 海外の有能な起業人材の国内誘致を進めるためには、**スタートアップビザ等の在留資格審査について、よりスタートアップフレンドリーな条件を反映していく必要がある。**

## 【今後の改革の方向性】

**アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略の一環として、スタートアップビザ等で国内起業した者の在留資格要件を緩和。特に、ディープテック系・SaaS系等の外国人起業家に魅力的な制度にするために必要な改革を、スタートアップ・イノベーションWGが先導し、スピード感を持って実現。**

- 起業後1年間はコワーキングスペース等を事業所とできる特例の全国展開について、特例の対象となる施設の追加も含め検討し、検討の結論を本年度中に得て、速やかに措置する。

**[令和5年度中早期に結論、結論を得次第速やかに措置]**

- 起業した会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額を、在留資格審査に必要な経営する会社の事業規模の金額に算入できるよう、発行条件の在り方を含め検討する。 **[令和5年検討開始]**
- 自治体が指定するインキュベーション施設に入居する外国人起業家が在留資格審査で優遇を受けられる特例について、希望する自治体が特例を活用できるよう、必要な情報提供を行う。

**[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**

- スタートアップビザで入国した外国人起業家が、入国後すぐに銀行の居住者口座を開設できる運用について、実効性を確保するためのフォローアップを実施。

**[継続して措置]**

# 1-2. スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備

## 【現状と課題】

- スタートアップを育成するための政府調達の活用は重要。国等の契約のうちスタートアップとの契約比率について、令和3年度の実績が1.01%にとどまるところ、前年度までの実績を上回るよう努め、まずは国等全体として3%以上を目指し早急に拡大する必要。
- スタートアップからの政府調達を促進するため、政府調達においてスタートアップが提供可能な新技术及び新サービス並びにスタートアップが政府調達に参入する上での課題に関する調査を行い、各府省等に情報提供を行った。
- 参入障壁となっている可能性のある事務手続の負担軽減に関する検討に加え、制度活用促進に向けた適切な周知も必要。

## 【今後の改革の方向性】

- 政府調達において、スタートアップ等による新技术・新製品・新サービスの開発を促進するべく、**中小企業技術革新制度（SBIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技术を持ったJ-Startup 選定企業等との間でも可能とする**ことについて、対象企業の選定方法を整備し、令和5年度中の活用に向け、所要の措置を講ずる。その際、**事務手続の負担軽減についても検討を行う**とともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。**[令和5年度措置]**
- 政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、**高度な新技术を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与える**ことを含む、**一般競争入札におけるスタートアップからの新技术及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備**について、引き続き必要な検証・検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。その際、**事務手続の負担軽減についても検討を行う**とともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。**[引き続き検討を進め、令和5年度措置]**

# 1-3. 個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない新たな融資手法としての事業性に着目した担保制度の創設・整備

## 【現状と課題】

- 産業構造の変化を受け、不動産（工場や店舗）に代表される個別資産の保有を前提としない産業も出てきている中、融資における従来の担保権は、**抵当権をはじめとした個別資産の価値に着目したものが中心**。
- このことは、個別資産を十分に所有していないスタートアップ等が資金調達において融資を用いることを難しくさせる一因となっている。
- また、融資の際に求められてきた**経営者保証は、創業や思い切った事業展開、円滑な事業承継、早期の事業再生を阻害する**との声もある。
- 新たな融資手法として創設される、**事業性に着目した担保制度**は、担保対象を個別資産に限定せず、**ノウハウや顧客基盤等を含む事業全体とする**ものであり、経営者保証を前提としない融資慣行の実現に寄与することも期待される。

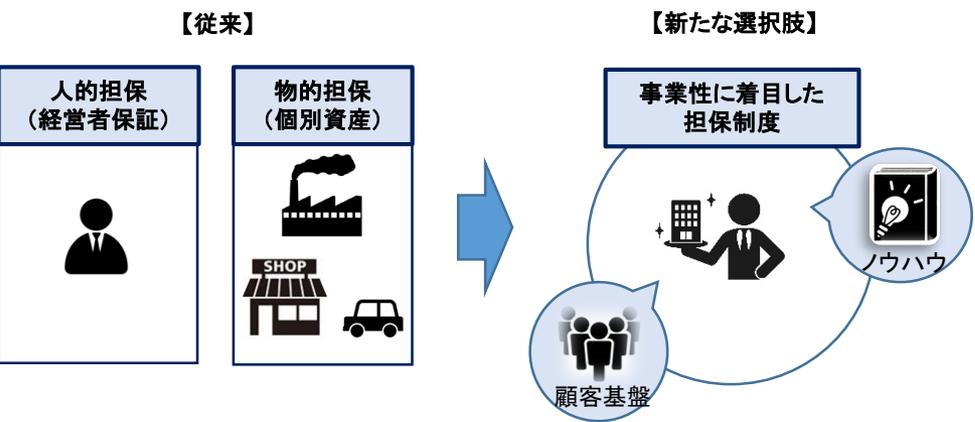
## 【今後の改革の方向性】

- 金融庁及び法務省は、資金調達手段の充実がスタートアップや事業の成長及び促進における喫緊の課題であることを認識し、**融資における新たな選択肢**として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない、**事業性に着目した成長資金の提供への利活用が期待される新たな担保制度（事業成長担保権）**について、資金需要を取り込み、活用しやすい制度設計となるよう、相互に積極的に連携して早急に検討を進め、関連法案の早期の国会提出等、必要な措置を行う。

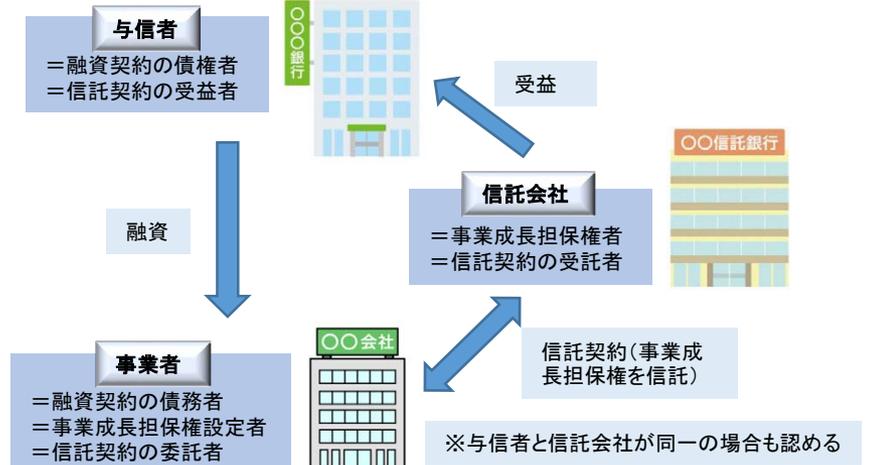
なお、事業性に着目した担保制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、**制度の適切な運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備**を行う。

**[引き続き検討を進め、令和5年度目途に結論・措置]**

### 【融資における担保対象の在り方】



### 【事業性に着目した担保制度のスキーム概要】



# 1-4. 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備

## 【現状と課題】

- 現在、離島や山間部等の各地において、担い手不足等の理由から、物流サービスの持続的確保が困難な状況。
- 新たな空のモビリティとして、操縦者が乗り組まないで飛行する、ドローンよりも大型の「無操縦者航空機」が、物資輸送の手段等として期待されている。
- 一方、「無操縦者航空機」は独自の制度が特段整備されていないため、ヘリコプター等と同様の「航空機」として各種規制に対応する必要がある。
- 「無操縦者航空機」について、それぞれの機体性能・運用条件等に応じた耐空性の評価等によって速やかな社会実装を可能とする制度改革が必要。

## ＜航空法における機体区分＞



(出典：令和4年11月29日第4回スタートアップ・イノベーションWG 国土交通省提出資料より作成)

## 【今後の改革の方向性】

- 国土交通省は、特定されたルートの飛行等によりリスクを低減し、物資輸送を目的とする無操縦者航空機について、そのような機体、条件及び目的にふさわしい規制となるよう、操縦者が乗り組まないことを前提とした基準の内容について検討を進めているところ、さらに、機体性能と運用条件を考慮したリスクベースでの耐空性基準の設定を含む、運用の柔軟化等の必要な対応を速やかに検討し、結論を得る。  
**[令和5年結論・措置]**
- 国土交通省は、無操縦者航空機の社会実装を目指す事業者の予見可能性を高め、事業者の技術開発・新サービス展開といったイノベーションの促進に資するよう、航空法(昭和27年法律第231号)第11条第1項ただし書の試験飛行における関係者間の調整の在り方に関する事例や、無操縦者航空機の迅速・円滑な認証取得等に役立つ事例の紹介等について検討し、事業者に対してプッシュ型の周知を行う。  
**[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**
- 国土交通省は、新たな空のモビリティの社会実装を世界に先立ちリードしていく観点から、空の移動革命に向けた官民協議会において、事業者や自治体等の関係者の意見も聴きながら、無操縦者航空機の活用に向け、安全性確保を前提としつつ、耐空性基準の考え方、審査の迅速化・費用削減に資する設計の効率化、将来的なマルチユース化に当たっての考慮事項等、イノベーションの促進に資する無操縦者航空機に関する環境整備について、速やかに検討する。同時に、今後の革新的技術による様々な特性・性能を持つ新たな空のモビリティサービスの速やかな社会実装を実現するために、今後の機体開発の動向も踏まえながら、制度全体の在り方を見据えつつ、ロードマップの見直しを行い、航空機の規制がリスクに照らして合理的なものとなるよう、速やかに環境整備を行っていく。  
**[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]**

# 1-5. 建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備

## 【現状と課題】

- 技能者不足や高齢化、環境対応等の課題を抱える建設業において、デジタルを活用した革新的技術である建設用3Dプリンターへの期待が高まっている。
- 型枠不要、工期短縮、自由自在にデザイン可能等の特長を持ち、既に国内でもスタートアップや大手建設会社が研究開発・実用化を進めている。
- 一方で、新工法や新材料に対して既存の建築基準法では柔軟に対応できず、時間的・費用的コストがスタートアップ等にとって大きな負担。
- 科学的エビデンスに基づく安全を確保しながら、革新的技術の迅速な社会実装・普及を図る必要。

＜社会課題解決の可能性を持つ建設用3Dプリンターというイノベーション＞



(出典: 令和5年1月27日第7回スタートアップ・イノベーションWG 株式会社Polyuse及び清水建設株式会社提出資料より作成)

## 【今後の改革の方向性】

- 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資する文書を作成・公表、周知する。 [措置済み]
- 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入する事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 [令和5年度検討・措置]
- 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。(特に)建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方について、普及・活用を促進する観点で、論点を整理する。スタートアップを含む事業者等を構成員とすることも含めて検討し、新しい材料・技術の実態に即した内容となるよう報告書等の取りまとめに反映する。 [検討会については令和5年度上期設置、(報告書等の取りまとめについては)令和5年度措置]

# 1-6. カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備

## 【現状と課題】

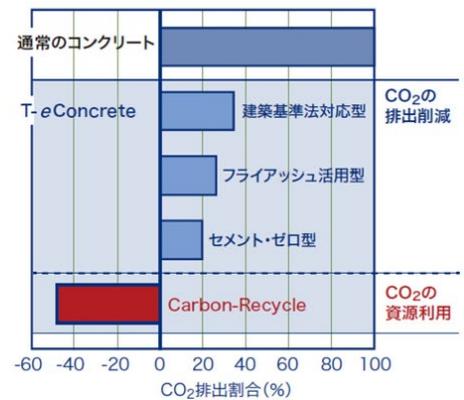
- コンクリートの主な材料であるセメントは、製造時に二酸化炭素を必然的に排出するところ、セメントを産業副産物に置換すること等により、二酸化炭素の排出量削減を実現する「環境配慮型コンクリート」の開発が、国内外で加速的に進んでいる。
- 一方、セメントを使わない環境配慮型コンクリートを建築物の主要構造部等に使用するためには、建築基準法に基づき、建築物ごとにその構造方法等について国土交通大臣の認定を受けるしか方法がなく、社会実装に対するハードルになっている。

## 【今後の改革の方向性】

- 国土交通省は、環境配慮型コンクリート等の新しい材料・技術の出現も踏まえて、指定性能評価機関による評価に関し、審査項目、期間、費用、手続及び新しい材料・技術への対応等を含め、各種見直しを検討し、結論を得る。その後、継続的に指定性能評価機関への監督及び指導を行い、イノベーション促進に資する迅速かつ的確な評価が行われるよう、適切な運用を行う。[令和5年度検討・措置]
- 国土交通省は、環境配慮型コンクリートの利用促進に向けて、機動的で柔軟な規制となるよう各種見直しを行う。規制の見直しに当たっては、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。

- ① イノベーション促進を念頭に、新たな仕様規定策定の必要性を検討。
- ② 国内外の事業者や学識経験者等から、幅広く意見を聴取。報告書等の取りまとめについては、聴取した意見を踏まえ、新しい材料・技術の実態に即した内容にする。
- ③ スタートアップ等の新規参入者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実等について、相談窓口の設置も含めて措置。
- ④ 国内外での研究・開発状況の積極的な実態把握を進め、環境配慮型コンクリートの「指定建築材料」への追加を検討。また、今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、新たな認定制度の創出等、規制の在り方そのものについても検討。
- ⑤ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するなど透明性を確保。

- **建築基準法対応型**  
セメントの代わりに高炉スラグ(製鋼過程で生じる産業副産物)を使用します。建築物の建設に適しています。
- **フライアッシュ活用型**  
セメントの代わりに高炉スラグとフライアッシュ(石炭灰の一種)を使用します。発電所など容易に石炭灰を入手できる場所での使用に適しています。
- **セメント・ゼロ型**  
セメントを使用せず、高炉スラグを特殊な反応剤を用いて固めます。CO<sub>2</sub>排出削減を極めたコンクリートです。
- **Carbon-Recycle**  
セメント・ゼロ型に炭酸カルシウムなどカーボンリサイクル製品を加えて製造したコンクリートです。CO<sub>2</sub>収支マイナスを実現します。2030年のリサイクルシステムの確立を目指しています。



[検討会については令和5年度上期設置、  
①: 令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、  
②~⑤: 令和5年度措置]

(出典: 規制改革推進会議第7回スタートアップ・イノベーションWG「資料2-1」より)

# 1-7. 契約書の自動レビューサービスと弁護士法

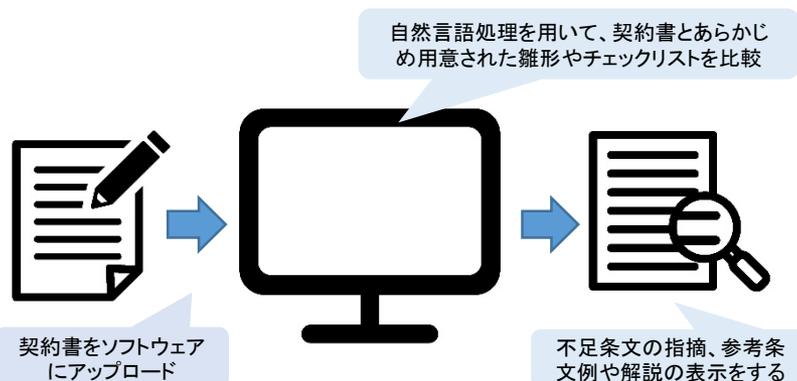
## 【現状と課題】

- AIの活用について、日々技術が進歩し、昨今では大規模言語モデル等による生成AIが開発・実装されたことで、業務の一層の効率化や質的向上を図り得る状況にある。
- そうした中、我が国において普及が進んでいる契約書の自動レビューサービスをはじめとするリーガルテックは、企業等の法務業務の効率化等を実現し得、法務機能の向上、ひいては国際競争力強化に資する。
- そのため、弁護士法の趣旨を踏まえつつ、リーガルテックの導入を促進するための措置を適時・適切に実現して行くことが重要である。
- 契約書の自動レビューサービスは、弁護士法人ではないスタートアップ等の事業者が提供し、普及が進んでいるが、弁護士以外の法律事務の取扱を禁止する弁護士法との関係を明確にし、事業者が安定的にサービスを提供でき、ユーザーが安全・安心に利用できる環境を整備する必要がある。

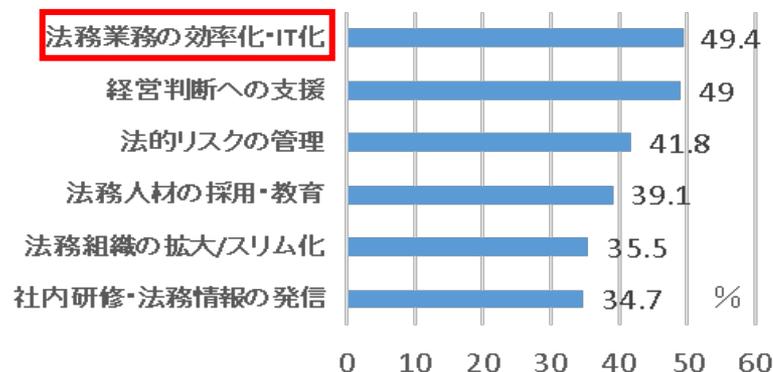
## 【今後の改革の方向性】

- 法務省は、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるAIの有用性及び民間企業の法務部門におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、契約書の自動レビューサービスの提供と弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条本文との関係について、予測可能性を可能な限り高めるため、当該サービスの提供に係る**ガイドラインの作成・公表**を行う。  
**[令和5年度上期措置]**

### 【契約書の自動レビューサービスの概要】



### 【企業の法務部門の課題 上位5項目】



経営法友会「第12次法務部門実態調査」問77（回答対象企業が、29項目のうち、課題とするものを最大7項目選択する形のアンケート結果）（令和4年3月）を基に内閣府規制改革推進室作成

# 1-8. 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進

## 【現状と課題】

- 結婚後に姓が変わるのは、直近の調査でも約95%が女性であるところ、結婚という個人の選択を行ったことで、多くの女性に精神的・社会生活上の負担がかかる状況は、女性活躍推進の観点から、見直していく必要。
- 公的証明書への旧姓併記の取組は拡大しているものの、旧姓使用者の身分証明には、引き続き戸籍謄本・戸籍抄本が多用されている。戸籍書類の取寄せに係る作業の負担感に加え、本人及び家族の個人情報的大量に含まれる戸籍書類の提出そのものに負担を感じる旧姓使用者は多い。実際に旧姓使用者の社会生活上の負担を減らすよう、旧姓併記した公的証明書の活用を進めるためには、旧姓併記の取組及びその公証力について周知するとともに、現状存在している不具合の解消が急務。
- まずは、旧姓併記したマイナンバーカードの活用について、課題解決に向けた改革の取組を進める必要。

## 【今後の改革の方向性】

- 旧姓使用者の身分証明のために戸籍書類の取寄せ・提出が極力不要となるよう、マイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を含む、旧姓併記したマイナンバーカードの活用推進を依頼するための周知を実施する。  
[令和5年措置]
- 旧姓併記したマイナンバーカードで電子証明書の利用・オンラインでの本人認証が使えなかったとの報告が多く寄せられているところ、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するようアプリケーション開発者に対する対応依頼をするとともに、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な署名用電子証明書の構成や仕様についての情報を含む周知を実施する。  
[令和5年措置]
- 旧姓を併記するマイナンバーカードの追記欄について、字が小さい・追記欄の存在を知らない等により、身分証明で記載情報を認識してもらえないことがあることから、券面印字の視認性の向上を含め、マイナンバーカードを身分証明書としてより使いやすくする改善策について、当事者の意見を聞きつつ、検討を行う。  
[令和5年措置]

# 1-9. 自動車整備士人材の多様化に向けた改革

## 【現状と課題】

- 国内の自動車保有台数は増加トレンドにある中で、**自動車安全を守る自動車整備士人口は減少トレンド**。自動車整備要員の有効求人倍率が4倍を超える等、**現場での人手不足が深刻**となる中で、自動車整備士資格を取得できる自動車整備士養成施設の入学者数は低い水準。
- 従来、国土交通省では、新規高卒者の自動車整備士養成施設入学数増加等の人材確保に向けた取組を行ってきたが、**更なる人材確保を進めるため、転職需要の取込み等により、入職者の多様化を推し進めていく必要**。また、**デジタルコンテンツ等の新技術を活用し、学習効果の更なる向上を進める必要**がある。

## 【今後の改革の方向性】

**多様な人材の活躍促進に向け、施設外からのオンライン授業解禁、大卒者の資格取得の後押し、自動車整備士の賃上げ等小規模事業場を含めた就労環境改善のための施策のデータ分析に基づくPDCAといった、自動車整備士養成施設と現場の双方の改革を力強く推進。**

- 自動車整備士養成学校の学科教育（座学）について、学外の場所から受講できるオンライン授業ができるよう、制度見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。 **[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**
- 一級自動車整備士養成課程入学にふさわしい条件を満たした大卒者に自動車整備士養成施設の一級自動車整備士養成課程への入学を認めることについて、自動車整備士養成施設や事業者等の関係者の意見を聴取した上で、必要な条件の在り方も含め検討を開始する。 **[令和5年度検討開始]**
- 自動車整備士の就労環境の改善を図るため、全認証事業場数の約8割を占める従業員10人以下の小規模事業場を含めた自動車整備事業場の生産性を向上させ、収益力の向上や賃上げに結び付く施策について、その実行状況についてデータに基づきフォローアップし、必要に応じて施策の改善を検討する。 **[データに基づくフォローアップは令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、改善の検討は令和5年度以降検討開始]**

# 1-10. 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

## 【現状と課題】

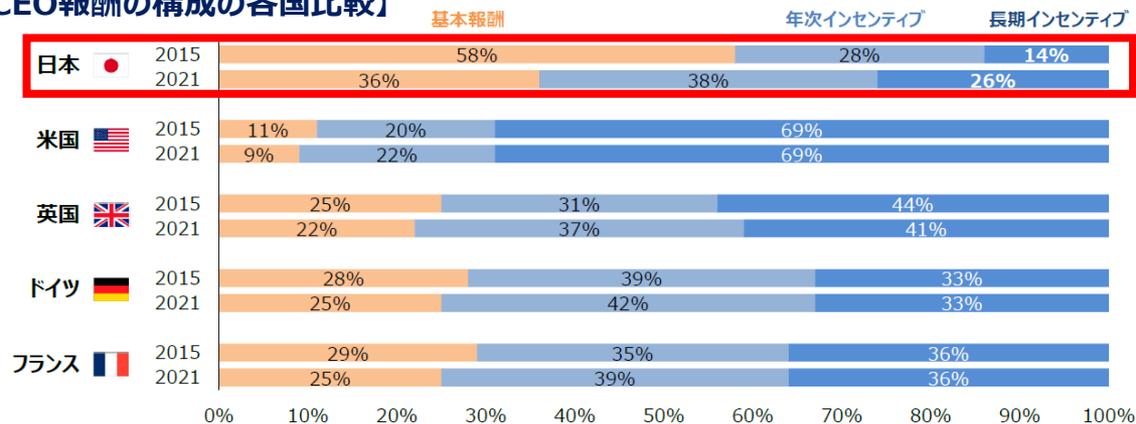
- 企業のコーポレートガバナンスの実現に向け、中長期的な企業価値への意識醸成・株主目線での経営促進を期待し、企業役員にインセンティブとしての株式報酬を付与する企業が増加しつつある。スタートアップにおいては、人材獲得に有効な手段として、株式報酬が浸透している。
- しかし、日本企業全体で見れば、依然として固定報酬の割合が高く、株式報酬の活用拡大に向け更なる環境整備が必要。
- 上場企業を始めとする価値の安定した企業からは、**株式報酬の発行時に直面する金融商品取引法の開示規制の緩和**が求められている。また、スタートアップからは、人材獲得・資金調達をより活性化させるため、**米国と同様のストックオプションプール※の実現に向けた法制**が求められている。株式報酬の発行環境の整備を通し、**企業の更なる成長に寄与する規制改革**が求められている。

※あらかじめ一定規模のストックオプションの発行枠を設定し、従業員に対して柔軟にストックオプションを付与する仕組み。  
（「スタートアップ育成5か年計画」より）

## 【今後の改革の方向性】

- 金融庁は、**報酬として交付する譲渡制限付株式（RS）**に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の**開示規制を緩和する金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の12第1号に基づく制度**について、交付対象者の死亡によって譲渡制限が解除されるものであっても、同制度の要件を充足することを明確化する等、**同制度の活用促進について検討し、結論を得次第、必要な措置**を行う。  
**[令和5年検討・結論・措置]**
- 金融庁は、株式報酬が、中長期的な企業の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するインセンティブとして、コーポレートガバナンス強化の一環となること、また、企業における優秀人材の確保といった人事戦略に有用であることを認識の上、株式報酬は企業内の者に発行することが想定されることも踏まえ、開示規制における投資家保護の趣旨に鑑み、**株式報酬の類型等に応じた開示規制の在り方を検討**する。  
**[令和5年度検討開始]**
- 法務省及び経済産業省は、**いわゆるストックオプションプールの実現**に向け、**株主総会から取締役会への委任内容について、新株予約権の権利行使の価額や権利行使期間等も含めることができるよう会社法制上の措置**を講ずる。また、新株予約権の発行に係る募集事項の決定の委任について、**株主総会から取締役会への委任決議の有効期限が現行では「1年以内」となっているところ、この制約を撤廃することを検討**する。  
**[令和5年度検討開始]**

## 【CEO報酬の構成の各国比較】



長期インセンティブ報酬（主に株式報酬）の比率は3割程度まで高まっているが、欧米と比較すると低い。

※第11回スタートアップ・イノベーションWG経済産業省提出資料より